

広島県教育委員会規則第三号

へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則（平成二十四年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一級の項中

「 呉市立豊島小学校

」を削ぐ、

「 神石郡神石高原町立三和中学校

” ” 神石中学校

” ” 油木中学校

” ” 豊松中学校

を

「 神石郡神石高原町立三和中学校

” ” 神石高原中学校

」に改め、同表の二

級の項中 「 呉市立豊中学校

」及び

「 呉市豊学校給食共同調理場

」を削る。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十六年四月一日から施行する。